

天草市分別収集計画

【第 11 期】



令和7年9月

天 草 市



天 草 市 分 別 収 集 計 画

令和7年9月16日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、海洋プラスチックごみや温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
容器包装廃棄物	1,271 t	1,255 t	1,238 t	1,222 t	1,207 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場におけるパンフレットやチラシ等を活用した環境教育（環境学習）、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・環境美化推進員の設置

各地域のごみステーションに環境美化推進員を設置し、市民への分別収集指導を通して、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみ問題について行政と地域のパイプ役として、意識向上や啓発を図る。

- ・ごみ出しカレンダー等の配布

「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」「資源物・ごみ分別辞典」の配布、市公式LINEによる「ごみの出し方」検索により、分別収集や分別方法の徹底を図り、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」への容器包装廃棄物の混入を防ぐことにより、リサイクルを推進する。

- ・環境美化業務補助員の設置

環境美化業務補助員（上島エリア及び下島エリアにそれぞれ会計年度任用職員2名ずつ）を設置し、行楽地でのごみの持ち帰り指導と併せた分別収集指導を通し、ごみの減量化・資源化を推進し、市民や観光客（主に釣り客）の意識向上や啓発を図る。

- ・拠点回収利用の普及

紙類の容器包装廃棄物を市本庁舎及び各支所で回収し、市民の利便性向上へ繋げる。また、拠点回収場所を市内各所へ増やし、ごみの減量化・資源化を推進。

- ・買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等更なる普及啓発、指導、天草市脱プラスチック推進協議会を活用した関係者との連携方策等を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

<事業者における方策>

事業者は、法により事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりごみ減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされており、事業者に対しては次のような協力を求めるものとする。

ア 発生源における排出抑制

各事業所で排出されるごみを、資源回収に排出する等、排出抑制に努めるとともに、発生したごみについては、事業者で適正に処理するものとする。

イ 過剰包装の抑制

プラスチックトレイ等の使用を極力抑制するとともに、やむ得ず使用した場合は、再資源化に努めるほか、簡易包装等包装材料の使用により、ごみ減量化に努めるものとする。また、市民のマイバック持参運動に、積極的に協力するものとする。

ウ 流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品等の梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、段ボール紙等については、再資源化を図るものとする。

エ 再生品の使用の促進等

事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めるものとする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、天草市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶類
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	生きビン 透明のビン 茶色のビン その他の色のビン
主として紙製の容器包装であって飲料を 充てんするためのもの（原材料としてアル ミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用パック
主として段ボール製の容器であって上記 以外のもの	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以 外のもの	飲料用パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製 の容器であって飲料、しょうゆ等を充て んするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装で あって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製トレイ（以下「白色 トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチッ ク製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
69,525 人 (対前年度比)	68,071 人 (対前年度比)	66,652 人 (対前年度比)	65,267 人 (対前年度比)	63,917 人 (対前年度比)
97.9 %	97.9 %	97.9 %	97.9 %	97.9 %

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や各種市民団体等による集団回収が進んでいるガラス製容器、アルミ製容器包装等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとし、これらの団体に対し「資源物回収活動報奨金制度」を推進する。

表10-1 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶類	市による定期収集、住民団体による集団回収	天草市 天草広域連合 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	生きビン	市による定期収集、住民団体による集団回収	天草市 天草広域連合 民間業者
	茶色のガラス製容器	透明のビン 茶色のビン		
	その他のガラス製容器	その他の色のビン		
紙類	飲料用紙容器	飲料用パック	市による定期収集、市庁舎での拠点回収	天草市 天草広域連合
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	上記以外の紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	天草市 天草広域連合
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色発砲トレイ 発泡スチロール (食品以外も含む)		
	その他のプラスチック製容器包装類	プラマーク 容器包装類		

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、廃棄物再生処理施設（リサイクルセンター及びリサイクル品保管庫）で選別・圧縮し、ストックヤードで保管している。

表11-1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所 （ごみステーション）	共通集積場所利用
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	リサイクルセンター	本渡地区リサイクルセンター
		牛深リサイクル品保管庫（圧縮含む）
	清掃センター	本渡地区清掃センター（選別・圧縮施設）
		松島地区清掃センター（選別・圧縮施設）
		牛深クリーンセンター（選別・圧縮施設）
		御所浦クリーンセンター（選別・圧縮施設）
		西天草クリーンセンター（選別・圧縮施設）
	ストックヤード	松島地区ストックヤード
		牛深クリーンセンターファジー倉庫
		御所浦クリーンセンター保管施設
		西天草クリーンセンタースtockヤード

表11-2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶類	コンテナ		本渡地区清掃センター（選別・圧縮施設）
アルミ製容器				松島地区清掃センター（選別・圧縮施設）
				牛深クリーンセンター（選別・圧縮施設）
				御所浦クリーンセンター（選別・圧縮施設）
				西天草クリーンセンター（選別・圧縮施設）
無色のガラス製 容 器	空きビン類	コンテナ		本渡地区清掃センター（選別）
茶色のガラス製 容 器				松島地区清掃センター（選別）
その他の色の ガラス製容器				牛深リサイクル品保管庫（選別）
				御所浦クリーンセンター（選別）
				西天草クリーンセンター（選別）
飲料用紙製容器	飲料用 紙パック類	コンテナ		リサイクルセンター（本渡地区清掃センター内）
				ストックヤード（松島地区清掃センター）
				牛深クリーンセンターファジー倉庫

			御所浦クリーンセンター保管施設 西天草クリーンセンターストックヤード
段ボール	段ボール	縛る・コンテナ	リサイクルセンター(本渡地区清掃センター内) ストックヤード(松島地区清掃センター) 牛深クリーンセンターファジー倉庫 御所浦クリーンセンター保管施設 西天草クリーンセンターストックヤード
その他の紙 製容器包装	飲料用紙パッ ク類、段ボー ル以外の紙製 容器包装	コンテナ	リサイクルセンター(本渡地区清掃センター内) ストックヤード(松島地区清掃センター) 牛深クリーンセンターファジー倉庫 御所浦クリーンセンター保管施設 西天草クリーンセンターストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ	リサイクルセンター(本渡地区清掃センター内) 牛深リサイクル品保管庫(選別・圧縮施設) 御所浦クリーンセンター(選別・圧縮施設)
その他のプラ マーク容器 包装類	白色発砲トレイ発 泡スチロール (食品以外も含む)	コンテナ	リサイクルセンター(本渡地区清掃センター内) 牛深リサイクル品保管庫(選別・圧縮施設)
	プラスチックの 袋・容器包装類	コンテナ	リサイクルセンター(本渡地区清掃センター内) 牛深リサイクル品保管庫(選別・圧縮施設)

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・行政区や各種市民団体による集団回収をより促進するため、報奨金の交付により、引き続き支援を実施していく。
- ・環境美化推進員による地区での分別収集指導や出前講座等を通し、市民へごみの減量化・資源化の意識向上や啓発を図り、美しく住みよい生活環境づくりを推進していく。
- ・環境美化業務補助員による不法投棄防止パトロールを通し、ごみの持ち帰り指導と併せた分別指導等を行うことにより、市民や観光客（主に釣り客）へのごみの適正処理、減量化・資源化の意識向上や啓発を図る環境美化活動を推進していく。
- ・レジ袋削減・マイバッグ持参の推進を図るため、市民や事業者、行政で構成する天草市脱プラスチック推進協議会においてレジ袋削減運動を計画し実施する。
- ・現在、新ごみ処理施設の建設が予定されているが、今後処理計画が決定次第、本計画に反映させることとする。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認し、3年後の計画改定時には、適切な計画策定や精度向上を図る。

ル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(うち白
トレイ)

本渡地区

[illegible]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

牛深地区

[illegible]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

有明地区

[illegible]

御所浦地区

[illegible]

倉岳地区

[illegible]

栖本地区

[illegible]

新和地区

[illegible]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

五和地区

[illegible]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

天草地区

[illegible]

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

河浦地区

[illegible]

容器包装廃棄物の排出量の見込み資料

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	容器包装類 収集見込量	集団回収 収集見込量	計
令和8(2026)	1,270.93	151.13	1,422.06
令和9(2027)	1,255.25	151.13	1,406.38
令和10(2028)	1,237.86	151.13	1,388.99
令和11(2029)	1,222.19	151.13	1,373.32
令和12(2030)	1,206.74	151.13	1,357.87

※ 集団回収の収集見込量はR6実績値を横ばい

《天草市合計》容器包装類収集見込量

年度	令和8(2026)	令和9(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)	令和12(2030)
人口	69,525	68,071	66,652	65,267	63,917
スチール	131.24	129.63	128.03	126.46	124.90
アルミ	101.36	100.11	98.88	97.67	96.46
無色ガラス	95.83	94.65	93.49	92.34	91.20
茶色ガラス	143.21	141.45	139.71	137.99	136.29
その他ガラス	40.49	39.99	39.50	39.01	38.53
段ボール	272.93	269.57	266.26	262.98	259.75
紙パック	14.62	14.44	14.26	14.09	13.91
ペットボトル	182.65	180.40	178.18	175.99	173.83
廃プラスチック	288.60	285.00	279.55	275.67	271.85
白色トレイ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	1,270.93	1,255.25	1,237.86	1,222.19	1,206.74

(別紙)

市町村名 (天 草 市)

人口及び予測人口

年度	人口(人)
令和7年度 (2025年度)	71,018
	予測人口(人)
令和8年度 (2026年度)	69,525
令和9年度 (2027年度)	68,071
令和10年度 (2028年度)	66,652
令和11年度 (2029年度)	65,267
令和12年度 (2030年度)	63,917

人口推移予測

処理場	地区	R2 2020 (R2.3末)	R3 2021 (R3.3末)	R4 2022 (R4.3末)	推移率 A	R5 2023 (R5.3末)	推移率 B	R6 2024 (R6.3末)	推移率 C	R7 2025 (R7.3末) ①	推移率 D	R8 2026 ② ①×E	R9 2027 ③ ②×E	R10 2028 ④ ③×E	R11 2029 ⑤ ④×E	R12 2030 ⑥ ⑤×E	推移率 平均 E (A+B+C+D)/4
本 渡	本 渡	36,953	36,624	36,201	98.85%	35,735	98.71%	35,283	98.74%	34,849	98.77%	34,418	33,993	33,573	33,158	32,748	98.77%
	有 明	4,638	4,547	4,430	97.43%	4,305	97.18%	4,215	97.91%	4,106	97.41%	4,003	3,902	3,804	3,708	3,614	97.48%
	栖 本	2,096	2,053	1,985	96.69%	1,948	98.14%	1,915	98.31%	1,887	98.54%	1,848	1,809	1,772	1,735	1,698	97.92%
	新 和	2,887	2,814	2,718	96.59%	2,622	96.47%	2,546	97.10%	2,473	97.13%	2,394	2,318	2,245	2,173	2,104	96.82%
	五 和	7,691	7,474	7,259	97.12%	7,086	97.62%	6,926	97.74%	6,726	97.11%	6,551	6,381	6,215	6,053	5,896	97.40%
松 島	倉 岳	2,721	2,683	2,613	97.39%	2,531	96.86%	2,452	96.88%	2,367	96.53%	2,294	2,223	2,155	2,088	2,024	96.92%
牛 深	牛 深	12,064	11,746	11,446	97.45%	11,080	96.80%	10,718	96.73%	10,414	97.16%	10,105	9,806	9,515	9,233	8,960	97.04%
御所浦	御所浦	2,675	2,579	2,498	96.86%	2,383	95.40%	2,286	95.93%	2,227	97.42%	2,147	2,070	1,995	1,923	1,854	96.40%
西天草	天 草	2,898	2,819	2,701	95.81%	2,613	96.74%	2,517	96.33%	2,426	96.38%	2,337	2,251	2,168	2,088	2,011	96.32%
	河 浦	4,197	4,039	3,887	96.24%	3,786	97.40%	3,658	96.62%	3,543	96.86%	3,429	3,318	3,211	3,108	3,008	96.78%
天草市全体		78,820	77,378	75,738	97.88%	74,089	97.82%	72,516	97.88%	71,018	97.93%	69,525	68,071	66,652	65,267	63,917	97.88%

基本計画の人口予測 (10月末現在)	78,657	77,482	76,374	98.57%	75,315	98.61%	74,293	98.64%	73,300	98.66%	69,525	68,071	66,652	65,267	63,917	98.62%
-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

差	163	-104	-636	-0.0069	-1,226	-0.0079	-1,777	-0.0077	-2,282	-0.0073	0	0	0	0	0	-0.0074
---	-----	------	------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	---	---	---	---	---	---------

調整値

※R2～R7までは、3月末現在の人口実績(住基人口)

※R8～R12までは、R2～R7までの人口推移率により予測(一般廃棄物処理基本計画と整合)